


所管部課	市民部 市民課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱の一部を改正する要綱について				
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1 要旨</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の一部改正により、位置情報無承諾取得等が規制対象として明記されたことに伴い、当該要綱においても支援の対象者を明確にするために一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>①第3条第1号イを「ストーカー行為等の被害者で、ストーカー行為等を行う者から更に反復してストーカー規制法第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等を受けるおそれがあるもの」に改正する。</p> <p>②第1、2、3、6号様式の文言整理</p> <p>(2) 施行日 令和3年8月26日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正の内容に沿った対応が図られる。</p>					
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正（令和3年5月26日公布）</p> <p>(2) 文書課において審査済み</p>					
<p>3 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。